第八号書式

国債振替決済元利金に係る租税条約（軽減税率適用分）に関する通知書

（日付）

|  |  |
| --- | --- |
| 日 本 銀 行 御中 | （参加者） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 償還期日又は利子支払期日 | 年　　月　　日 | 種別 |  |  | | | | | |
| 銘　　柄 | 口座区分 | 軽減税率適用者の氏名又は名称 | | 額面金額 | 償還額又は利子額 | 所得税率に基づく  所得税額（Ａ） | 軽減税率 | 軽減税率に基づく  所得税額（Ｂ） | 精算税額  （Ａ－Ｂ） |
|  |  |  | | 円 | 円 | 円 | ％ | 円 | 円 |
| 合　　　計 |  |  | |  |  |  |  |  |  |

（備考）１．「種別」欄には、参加者口座の種別名を記入する。

２．「口座区分」欄には、参加者口座の内訳区分名（「自己口Ⅲ」又は「自己口Ⅳ」）を記入する。

３．「軽減税率適用者の氏名又は名称」欄には、租税条約の規定により所得税が軽減される者（８．において「軽減税率適用者」という。）の氏名又は名称を記入する。

４．「額面金額」欄には、租税条約の規定により所得税が軽減される元利金に対応する振決国債の額面金額（元金又は分離利息振決国債の利子の場合には、「償還額又は利子額」欄の金額と同額）を記入する。

５．「所得税率に基づく所得税額」欄には、次に掲げる式により計算した金額を記入する。

（１）元金又は分離利息振決国債の利子の場合

償還額又は利子額×みなし割引率×所得税及び復興特別所得税の合計税率（１円未満の端数切捨て）

（２）利付国債の利子の場合

利子額×所得税及び復興特別所得税の合計税率（１円未満の端数切捨て）

６．「軽減税率」欄には、租税条約に基づく軽減税率（７．において「軽減税率」という。）を記入する。

７．「軽減税率に基づく所得税額」欄には、次に掲げる式により計算した金額を記入する。

（１）元金又は分離利息振決国債の利子の場合

償還額又は利子額×みなし割引率×軽減税率（１円未満の端数切捨て）

（２）利付国債の利子の場合

利子額×軽減税率（１円未満の端数切捨て）

８．複数の軽減税率適用者が対象となる銘柄及び口座区分については、小計額（銘柄及び口座区分別の合計額）も記入する。

９．国債振替決済元利金配分額精算請求書に添付して、元利払日の属する月の翌月１０日の３営業日前の日までに提出する。

（注）日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。